

平成 30 年 7 月 1 3 日  
厚生労働省  
消費者庁  
農林水産省

## 平成 30 年 7 月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

厚生労働省は、災害救助法の適用を受けた被災地において、消費者庁及び農林水産省と連名で、食品表示基準を弾力的に運用する旨を平成 30 年 7 月 1 3 日に関係機関に通知しました。

なお、特にアレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象となります。

### <添付資料>

- ・平成 30 年 7 月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

#### お問い合わせ先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
担当者：貝沼、磯  
代表：03-5253-1111（内線 2359）

消費者庁表示対策課  
担当者：川島、吉川  
代表：03-3507-8800（内線 2612）  
ダイヤルイン：03-3507-9144

農林水産省消費・安全局  
消費者行政・食育課食品表示・規格監視室  
担当者：三上、添野  
TEL：03-3502-8111（内線 4485）  
直通：03-6744-2100

消表対第798号  
30消安第2220号  
健が発0713第1号  
平成30年7月13日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長  
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長  
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長  
(公印省略)

#### 平成30年7月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が定められているところです。

一方で、平成30年7月豪雨による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、平成30年7月豪雨において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも食品表示基準に基づく義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があることから、これまでどおり、取締りの対象となりますので、適切な対応をお願いします。

(参考)「平成 30 年 7 月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(平成 30 年 7 月 13 日)に関する Q & A

(問 1) アレルギー及び消費期限以外の表示事項について取締りの対象としない場合でも、消費者の食品選択上、情報は消費者に提供される必要があるのではないかと。

(答)

食品表示基準に基づく表示事項が容器包装に記載されていない食品を被災地で譲渡・販売する場合にも、アレルギー表示及び消費期限については、従来どおり個々の容器包装に表示する必要がある。その他の義務表示事項についても、食品を入れるダンボール等の梱包資材に、食品表示基準に規定される表示事項が記載された紙を貼り付け、梱包資材の中の食品の個数相当の数の表示事項が記載された紙をその梱包資材に入れたり、食品に近接した POP や掲示により、消費者に提供されることが望ましい。事業者から問合せがあった場合には、その旨御指導いただきたい。

また、賞味期限については、多くの業務用加工食品において、容器包装に表示されている状況もあり、可能な限り個別に表示するよう御指導いただきたい。

なお、消費期限及び賞味期限については、未開封の状態適切に保管されていることを前提としていることに鑑み、食品を適切に保管することが困難な避難所等においては、開封後の食品は、食べ残しを保管せず、適切な喫食方法で、速やかに消費するよう御指導いただきたい。

(問 2) 被災地とは具体的にどの地域としているのか。

(答)

平成 30 年 7 月豪雨で被災した 10 府県 60 市 37 町 4 村については、平成 30 年 7 月 12 日までに災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたところである。

本通知における被災地は、同法の適用を受けた 10 府県内全 101 市町村としている。

なお、今後、10 府県内全 101 市町村以外で新たに同法の適用があった場合は、その地域も含むこととなる。

(問 3) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合にはどのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知においては、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合に、被災地において譲渡又は販売される食品について、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを規定したものであり、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した取締りを行うようお願いする。